

## 草地再生事業実施要領

(目的)

第1条 富士開拓農業協同組合（以下「開拓農協」という）の組合員が行う遊休農地再整備事業又は既存農地の作業性向上のための起伏修正事業を実施することにより、開拓農協管内の草地面積の確保と草地の保全に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 「富士宮市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」（以下「市条例」という）に係る農地改良届を提出して実施する事業で、基盤土の土採取を目的とするもの及び荒廃農地再生・集積促進事業は除く。

(開拓農協事務)

第3条 開拓農協が支援する事務は、市条例に係る農地改良届作成に関する資料作成事務並びに現地段階確認事務とする。

(1) 資料作成の内容は、市条例施行規則第2条第3項第1号による。

ア 位置図及び施行区域図

イ 公図の写し

ウ 縦横断図

エ 客土搬入経路図

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 現地段階確認事務は、着手前、施工中（回数は適宜）、完成時点の各段階で施主及び施工業者と立会し、相互に確認する行為をいう。必要に応じ記録簿を作成する。

2 前項の事務手数料は、1式5万円とする。

3 開拓農協内窓口は、環境対策室とする。

(事業の手順)

第4条 事業の手順フローは別に示す。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

第4条関係 手順フロー図

